

様式第2号（第5条関係）

令和7年12月2日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員 齊藤義崇



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和7年11月9日 ～ 令和7年11月12日まで
- 2 旅行先 東京都
- 3 目 的 ①廣瀬行政研究所セミナー  
②農林水産省農産局 調査研究
- 4 関係書類 別紙のとおり



# 地域が公共交通を支えることで、 公共交通は地域を支えてくれる 「地域の」「地域による」「地域のための」 公共交通プロデュース入門

11月10日(月) in 東京

10:00 ~ 17:00

※途中1時間の昼休憩があります。

## 前半 <講義：机上知識編>

1. 「だれもが気兼ねなくおでかけできる」社会を実現するためのもの
2. ライドシェア、AIオンデマンド、MaaS、LRTなどは「道具」に過ぎない
3. 「地域が主体」となって支えることでしか改善できない
4. 利用者だけでなく「地域全体に恩恵を与える」ことが公的資金投入を正当化する

## 後半 <ディスカッション・発表：現場応用編>

5. 地域公共交通プロデュースとは何か？
6. 現場の現状を理解する方法
7. 改善策を提案し、その実現のために活動する方法



講師：加藤博和 (かとう・ひろかず)

【地域公共交通プロデューサー/国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター教授】

1970年岐阜県多治見市生まれ(55歳)。1992年名古屋大学工学部土木工学科卒業。1997年名古屋大学大学院工学研究科地圏環境工学専攻博士後期課程修了(博士(工学))。同年名古屋大学大学院工学研究科助手。2001年名古屋大学大学院環境学研究科助教授(2007年同准教授)。2017年より現職。地球環境にやさしい脱炭素型交通体系・まちづくり実現のための政策検討をテーマとして研究活動を行う傍ら、地域公共交通プロデューサーとして、自治体・地域住民団体や交通事業者・労働組合等と協力しての「現場」での公共交通企画に携わり、公共交通に関するアドバイザーや講演活動も行っている。名古屋周辺を中心に地域公共交通関連の自治体審議会・委員会に40箇所ほど参画。「白川・東白川地域公共交通活性化協議会」が2024年12月に地域公共交通優良団体表彰を受賞。国土交通省の委員として、2006年施行の道路運送法改正の方針づくりに参画し、地域公共交通会議の枠組みを提案、その考え方は2007年の地域公共交通活性化再生法(地域交通法)制定に受け継がれた。2012年からは国土交通省「バス事業のあり方検討会」委員、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」座長として、高速ツアーバス・貸切バスに関する制度見直しに携わり、2016年の軽井沢スキーバス事故を受けた対策検討にも中心的に参画。2013年3月より国土交通省「交通政策審議会」委員を10年間務め、現在は臨時委員。2022年に開かれた「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」、「アフターコロナに向けた地域交通の『リ・デザイン』有識者検討会」の両委員として活動。その提言内容は、2023年10月施行の改正地域交通法の骨格となっている。このように、国の公共交通や自家用有償運送(公共ライドシェア)に関する制度見直しに一貫して関わっている。

ウェブサイト：<http://orient.genv.nagoya-u.ac.jp/kato/Jkato.htm>。Facebook：<https://www.facebook.com/buskato>。

お申込みはホームページからお願いいたします。

廣瀬行研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、  
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。  
※もしくは下記QRコードより申込んで下さい。

<https://www.hirosegyoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	サイトウ ヨシノ
お名前	齋藤 義宗
貴所属先	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069 - 1512 ) 北海道夕張郡松風3丁目 252番地
TEL	( 0123 ) 73 - 9517
FAX	( ) -
E-mail	@



11月10日(月) 10:00~17:00 東京

地域が公共交通を支えることで、  
公共交通は地域をささえてくれる  
「地域の」「地域による」「地域のた  
めの」公共交通プロデュース入門

申込はこちら ▶



※オンラインによる受講をご希望される方は、  
チェックボックスにをお願いいたします。

オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。  
※お申し込み後、事務局から受講確認書をFAXにてご送付させていただきます。  
※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。  
※おひとり様につき1つの講座の申し込みが必要です。  
※オンライン受講の際、1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料 25,000 円 (税込)

開催場所 としま区民センター

JR 山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線  
地下鉄丸の内線 / 有楽町線 / 副都心線  
池袋駅東口 徒歩 7 分

お問い合わせ・事務局

(株) 廣瀬行政研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6  
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.hirosegyoken.jp>

日 時	令和7年11月10日（10：00～17：00）
視 察 先	としまく区民センター（株式会社 廣瀬行政研究所）
調査事項	地域が公共交通を支えることで、公共交通は地域を支えてくれる 「地域の」「地域による」「地域のための」公共交通プロデュース 入門（セミナー参加受講）
対 応 者	講師 加藤博和氏 名古屋大学教授
1. 視察目的 （研修目的）	栗山町も公共交通が廃線などにより、不便さが増している。町営バスは運営されているものの、課題の多い施策である。昨年も同様な研修を受け、6月に一般質問を行ったが、さらなる調査研修が必要となったので、本研修を受講することとした。
2. 視察内容 （研修内容）	<p>研修の前半（10：00～13：20）は、地域公共交通計画を支える法律、制度を細部まで説明され、その時の自治体の権限・制限について解説を受けた。関係者の参加する地域公共交通協議会についても、どのように運営していくか、そのコツ・課題・注意点についても説明がなされた。</p> <p>解説には益田市の具体的な事例を用いていた。加藤氏も協議会に参加し、アドバイスを行っているという紹介があった。</p> <p>印象的だったのは「旧弊な仕組みや考えからの脱却であり、如何に地域が革新していくのか」、「100回の陳情より1回の利用」、と地域アドバイザーや大学研究者の両方の視点で、根拠を示しながら研修が進められた。</p> <p>研修の後半（14：20～17：00）は、研修参加者が事前に指示された地域の現状や課題が発表され、ケーススタディと参加者と講師が司会のディスカッションが行われ、地域公共交通網の地域課題が深堀された。栗山町の事例の課題解決の一つの解決策とも思われる考え方も、この研修中で作成することができた。</p>
3. 主な質疑	法定協議会の権限について確認の質疑をした。民間事業者に大手民間企業が入っているとき、地方自治体の首長の権限はどこまで及ぶのかである。解答は、協議会内で議論を続け、要望などより、熟議をして解決すべきである。権限はあるが、協議会内の合意こそが、地方の公共交通を守る術であることが必要不可欠であるとの回答であった。

4. 考 察  
(感想、政策提  
言、課題など)

人口減少でかつ農村地域では、町民の足の確保に課題は山積されているものの、栗山町では法定協議会に格上げし、町長が会長となって所掌事項を定め、英断できるようにすべきである。もう一つは周辺自治体との協議会に積極的に必要性を説き、公共交通網の維持に協力体制を作るべき、がこの研修で感じたことである。一つの町だけで都市間への移動は困難であり、これを柱としてそれぞれの自治体がデマンドタクシー、door to door、循環バスなどを組み合わせて行う、予算の多くは法定協議会に格上げできれば、国の予算が充当できると考えられた。またこのプランの実践者である民間業者や団体を今後さらに育てなければいけない。不公平、運行調整、人件費や車両費の負担など意見の多い課題は、法定協議会で会長が方針を決め、施策を実行しながら推進しなければならないと感じた。栗山町にはまだ、効果的で合理的な公共交通網の維持ができると、研修を通じて思った。

日 時	令和 7年 11月11日9:30~11:30
視 察 先	全国町村議長会事務局
調査事項	全国町村ロールモデルの聞き取り調査 質問と質疑のガイドラインと評価の作成に向けた調査
対 応 者	全国町村議長会 赤羽参与、平野参与、飯田部長、皆川副部長 満安係長
1. 視察目的	<p>栗山町議会では質問や質疑について、規則はあるものの内容について、質の高い議論のためのガイドラインやルールは定めていない。基本条例に定める基本的な議員の目指す姿や資質向上の姿勢を基本としながらも、何等かのルールや協議の手法も持つべきではと思い、調査をすることとした。</p> <p>なお、この調査にあわせて、全国町村議会議長会から、上記の調査依頼があり、同時に実施された。</p>
2. 視察内容	<p>(1) ロールモデル調査の実施 9:30~10:30 栗山町議会が行ってきた報酬に関する調査の中で、活動時間をR3~R6まで実施されたが、より詳細な議会・議員活動について、内容、目的、その意図など、具体的かつ客観的に尋ねられた。事前に質問内容について回答をし、送信済みで、その資料をもとに調査が行われ、回答した。</p> <p>(2) 質問と質疑のガイドラインと評価の作成に向けた調査 これまでの一般質問について2年毎に解析を行い、総括の質問を行っているとした上で、現在、議会改革で検討中のガイドラインや評価表の私案をお渡しし、一般質問についての調査を実施した。加えて、質疑の手法についても、法令ではなくその内容の吟味について、2人の参与からアドバイスを頂いた。</p>
3. 主な質疑	<p>多岐にわたる質疑を行ったが、地方自治法や議会運営上のルールに沿っていることの本来的意義について、特に詳しく尋ねた。</p>
4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	<p>質問や質疑について、自己評価を行うことは良いが、あまり詳細なガイドラインやマニュアルを用いるのは、資質向上の観点からは良いが、議員を縛ることにならないかを指摘された。資質向上の意思が議会として、統一できるかも心配された。</p>

ただ、現時点で作成中のガイドラインについては、考え方が整理されているので、非常良いと評価をうけた。これに合わせて議会・議員白書（成績評価）についても、良い考えであると評価を受けた。

もう少し精査し、作成できれば良いと実感を持てた。今後は議会改革推進会議に諮り、来期の5月スタートにあわせて、準備をしていきたい。

日 時	令和 7年 11月11日14:30~16:00
視 察 先	農林水産省
調査事項	令和8年度農業・農村施策の予算と制度のポイントについて
対 応 者	農水省 農産局穀物課 近係長、他職員5名
1. 視察目的	令和8年度農業・農村施策の予算と制度のポイントについて、施策の要点と予算規模、施策のねらいの解説を受け、今後の栗山町でどのように反映され影響があるのかを考え、農業政策をどのように推進したらよいのかを調査するため、農林水産省の担当部署に関連施策を含め、レクチャーを実施して頂いた。
2. 視察内容	<p>14:30~16:00 (レクチャー進行 近係長)</p> <p>1 米を巡る情勢 藤田企画官</p> <p>2 水田整備関連事業 請田・喜多係長</p> <p>3 多面的機能支払交付金 本實係長</p> <p>4 酪農畜産関連事業 表・梶山係長</p> <p>栗山町において、米を巡る情勢が変わる中で、その需給調整や水田整備、維持の施策の変更は、重要なことであるので、1~3について令和8年度予算や制度改正のポイントについて調査をした。また酪農・畜産は低迷しているので、新たな施策やその対策について調査を実施した。</p>
3. 主な質疑	各事業における令和8年度予算総額、北海道枠やその施策実行の要件と理解する上でのポイントについて、各担当者に質疑を行った。
4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	農林水産省の令和8年度予算は約17%増の2兆6000億円強であり、予算増額がなされ、米や水田に対策が拡充された。栗山町でも水田・農村整備を計画中であるが調査結果が役立つと思われる。畜産についても新たな事業導入が望まれる。